

振動規制法施行規則の規定に基づく特定建設作業の規制地域の区分

平成 2 7 年 6 月 1 日

昭島市長 北 川 穰 一

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第 1 付表第 1 号に規定する市長が指定する区域は、次のとおりとする。

平成27年昭島市告示第118号により指定した地域のうち次に掲げる地域

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域
- 2 1 に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園